

育 児 休 業 証 明 書

(宛先) 大田区長

証明日 西暦 年 月 日

《保護者記載欄》	※保育園に既に通園している、又は申込中の一番下のお子様のお名前をご記載ください。	
児童名 (カナ)	()	
生年月日	年	月 日
認可保育園の利用状況	保育園	<input type="checkbox"/> 利用中 <input type="checkbox"/> 申込中

事業所名	
代表者名	
所在地	
担当者名	
担当者連絡先	— —

《事業者記載欄》

下記の者が、育児休業を取得（予定・延長）していることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業所等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

住所	大田区		
フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名			
育児休業期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
育児休業の対象となる児童	フリガナ	生年月日	年 月 日
	氏名		
備考			

【 雇用主の方へ 】

- ・本証明書は、保育所等利用事務のために使用する書類です。以下注意事項をご覧ください。
- ・証明内容に関して貴事業所担当者に照会させていただくことがあります。あらかじめご承知おきください。
- ・誤って記載した場合、訂正印は不要です。訂正箇所は二重線で消し、正しい情報をご記載ください。
- ・育児休業の対象となる児童が出生した後に、ご記載ください。

【 問い合わせ先 】

大田区 保育サービス課 保育利用支援担当 ☎03-5744-1280

《保護者確認欄》

本証明書提出時 及び 育児休業取得時の注意事項

- ・育児休業中で在園できる期間は、最長で育児休業の対象となる児童が満3歳になった年度の3月末までです。
- ・保育所入所後、育児休業から復帰し再度認可保育所に在園しているお子様の育児休業を取得した場合は、保育の必要性がないため、退所となります。
- ・育児休業の承認を受けた会社での復帰ができない場合、保育所の退所又は内定の取消しとなることがあります。育児休業から復帰せず退職された場合は、必ず保育サービス課までご連絡ください。
- ・自営業の方は、「育児休業給付受給資格確認通知書」の写し、「育児休業給付金支給決定通知書」の写し、又は就業規則の育児休業に関する部分の写しを提出してください。

(表)